

札幌市児童会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月12日

札幌市長

秋元克広

札幌市条例第34号

札幌市児童会館条例の一部を改正する条例

札幌市児童会館条例（昭和35年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表1中

「

札幌市光陽児童会館

札幌市北区新琴似6条12丁目

」

を

「

札幌市光陽児童会館

札幌市北区新琴似5条11丁目

」

に、

「

札幌市山の手児童会館

札幌市西区山の手6条5丁目

」

を

「

札幌市山の手児童会館

札幌市西区山の手5条6丁目

」

に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。